

平成26年度 特別支援教育総合推進事業
第1回石狩管内特別支援連携協議会の概要



平成26年度第1回石狩管内特別支援連携協議会を7月17日(木)に道庁別館10階労働委員会会議室において開催しましたので、その概要をお知らせします。

本協議会では、はじめに、事務局から「平成26年度特別支援教育推進事業」の事業内容について報告を行い、今年度の重点にかかわる取組について説明を行いました。

その後、特別支援教育の充実に向け、各委員から学校と保護者・関係機関との連携についての現状と課題について情報提供と協議を行いました。

【平成26年度 石狩管内の特別支援教育推進の重点】

学校が保護者と連携して子どもの支援を行っていくための取組の充実
～「個別の教育支援計画」の作成に係る教職員の研修の充実～

<協議の柱>

「学校と保護者・関係機関との連携に係る課題解決の方策」

各委員からの情報提供や主な意見

【私立幼稚園から】

特別な配慮が必要な園児について、保護者に支援の必要性をどのように伝えていくかを、3歳児検診担当の保健師と連携をとりながら、保護者の理解を得る取組を進めている。

【小学校から】

「個別の教育支援計画」を作成するためには、保護者との連携が不可欠である。そのために、スクールカウンセラーなどの第三者と連携を図ることが大切である。

【中学校から】

「個別の教育支援計画」の作成に当たり、保護者の理解を得られない場合がある。そのような場合には、スクールソーシャルワーカーなどと連携を図る取組を進めている。

【高等学校から】

「個別の教育支援計画」の作成状況は不十分な状況である。保護者の理解を得られない場合には、学校に来てもらい、学校での様子を見てもらうなどして、理解を図る取組を行う必要がある。

【特別支援学校から】

インクルーシブ教育システム構築のため、「個別の教育支援計画」は重要なツールであることから、いち早く作成をしている学校として、幼、小、中、高へアドバイスができるよう準備をしている。

【保護者から】

保護者への対応については、幼児児童生徒のマイナス面だけを伝えるのではなく、よさを捉えた上でどのような支援が必要なのかを、保護者の立場に立って伝えていくことが大切である。

【関係機関から】

- 保健所：養育者に問題があるケースについては、精神保健相談を実施するなど、医療機関へつなげる取組や検討会議を実施するなどの取組を進めている。
- ハローワーク：高等学校への障がい者雇用についての情報提供や、個別支援などの取組を推進し、障がいのある生徒の就労に向けた取組を行っている。

<確認されたこと>

「個別の教育支援計画」を作成するためには、先生方の専門性の向上を図る必要がある。作成率を上げるためには、各種研修会において、作成例や作り方の手順を示すだけでなく、幼児児童生徒の実態を踏まえた、「個別の教育支援計画」作成の演習を行う必要がある。

「個別の教育支援計画」を作成する目的について、先生方が理解することが大切である。今かかわっている先生のためではなく、次にかかわりをもつ関係機関の方などのための未来へのメッセージであるというイメージを、先生方がもつ必要がある。